



第49回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月23日(火曜日)
午前10時

場所

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館)
4階 鳳凰の間



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQR
コード^{*}を読み取ることで、
議決権を簡単にご行使
いただけます。

目次

事業報告	4
計算書類	19
監査報告書	29
株主総会参考書類	32
第1号議案 剰余金配当の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	

新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 4333)
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目12番14号
株式会社東邦システムサイエンス
代表取締役社長 小 坂 友 康

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使に際しましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）4階 鳳凰の間
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 第49期（自2019年4月1日至2020年3月31日）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金配当の件
第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
1. 本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立ってインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tss.co.jp/ir/tabid/121/Default.aspx>）に掲載いたしました。
 2. 事業報告・計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会へ出席

株主総会開催日時

2020年6月23日（火）
午前10時

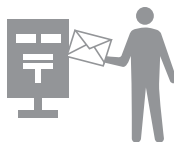
同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2020年6月22日（月）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使期限

2020年6月22日（月）
午後5時30分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2020年6月22日（月）
午後5時30分まで

パソコンまたはスマートフォンから、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使
について



0120-652-031 (9:00~21:00)

その他の
ご照会



0120-782-031 (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

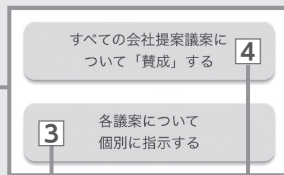


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

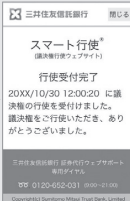


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



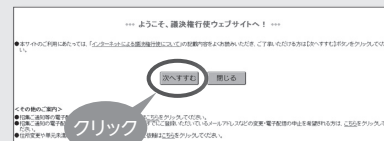
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



<https://www.web54.net>



2 ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

I. 会社の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、雇用・所得の改善が続くなかで緩やかな回復が続いたものの、米中貿易摩擦、英国EU離脱問題などの海外経済への影響に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により先行きが一層不透明な状況にあります。

当社が属する情報サービス業界におきましては、特定サービス産業動態統計（2020年2月分確報）によると売上高は前年同月比4.4%の増加、受注ソフトウェアにおけるシステムインテグレーションは同5.3%の増加となりましたが、IT技術者不足は依然として解消しておらず、システム開発要員の確保は非常に厳しい状況が続きました。

このような環境のもと、当社は当事業年度を初年度とする中期事業計画（2019～2022年度）をスタートさせ、①トラディショナルITビジネス（SI事業の維持、拡大）、②デジタルITビジネス（デジタルビジネスへの挑戦）、③クリエイティブITビジネス（サービス提供型ビジネスの構築）、④経営基盤の強化（人財確保・育成、働きがい向上、内部管理体制の強化）の4本の柱を重点戦略として取り組みました。

当事業年度の業績は、金融系分野において大型案件が収束していくなかで新規案件の規模が中小型化したことにより、売上高は11,686百万円（前期比8.7%減）、営業利益は915百万円（同11.2%減）、経常利益は923百万円（同11.1%減）、当期純利益は631百万円（同3.0%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

【ソフトウェア開発】

当社の中心的なビジネス領域である金融系分野は、売上高9,284百万円（前期比12.2%減）となりました。ネット証券系のフロントシステムが拡大した証券系業務は1,698百万円（同0.6%増）となったものの、大型案件の収束及び保守予算削減の影響を受けた損害保険系業務は3,729百万円（同21.5%減）、大規模開発が収束した生命保険系業務は2,613百万円（同3.0%減）、開発案件から保守案件へと移行した銀行系業務は857百万円（同11.9%減）、システム統合の中断等が発生したその他金融系業務は385百万円（同18.2%減）となりました。

非金融系分野は、売上高2,058百万円（同8.6%増）となりました。通信会社向けを中心とした基盤系保守が拡大した通信系業務は1,113百万円（同7.8%増）となりました。

これらの結果、ソフトウェア開発全体の売上高は11,342百万円（同9.1%減）となりました。

【情報システムサービス等】

情報システムサービス等の売上高は343百万円（前期比3.8%増）となりました。

(単位：千円)

区 分 \ 期 間	第 46 期 2017年3月期		第 47 期 2018年3月期		第 48 期 2019年3月期		第 49 期 2020年3月期 (当事業年度)	
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比
ソフトウェア 開 発	11,883,457	%	11,682,214	%	12,471,872	%	11,342,705	%
情報システム サ ー ビ ス 等	339,730	2.8	306,244	2.6	330,932	2.6	343,362	2.9
合 計	12,223,188	100.0	11,988,459	100.0	12,802,805	100.0	11,686,067	100.0

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は本社オフィス増床及びWindows10への移行作業の実施により設備投資の総額は126,239千円となりました。その主なものは本社オフィス増床に係る支出78,462千円、Windows10への移行作業等によるパソコン等事務機器の購入が46,205千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 46 期 2017年3月期	第 47 期 2018年3月期	第 48 期 2019年3月期	第 49 期 2020年3月期 (当事業年度)
売 上 高	12,223,188	11,988,459	12,802,805	11,686,067
経 常 利 益	1,183,671	903,816	1,038,944	923,192
当 期 純 利 益	807,326	610,503	651,286	631,594
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	66円54銭	50円32銭	53円68銭	52円13銭
総 資 産 額	9,237,677	9,852,415	10,422,545	10,313,591
純 資 産 額	6,033,982	6,427,889	6,836,250	7,081,044
1 株 当 たり 純 資 産 額	497円35銭	529円82銭	563円48銭	584円44銭

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

国内企業におけるＩＴ投資は、安定的に増加傾向にあり、近年はＩｏＴやＡＩなどを活用した、競争優位性の高い新サービスやビジネスモデルの実現のためには必要不可欠となっております。

このような状況下、人が最大の資産である当社においては、高い技術力と顧客要求を的確に実現できる業務理解能力が強く求められ、これらの要求に高いレベルで応えられる人材を確保、育成していくことが当社の事業拡大における最重要課題と認識し、鋭意取り組んでまいります。

(1) デジタルビジネス領域への展開

各企業は成長力、競争力強化のためにデータの利活用をベースとした新たなビジネスモデルの創出へと変革する必要に迫られております。また、先端技術の活用により既存の業務サービスが大きく変化するとともに、新たなサービス、新商品の開発が加速していくことが予想されます。このようななか、当社は拡大するデータ活用ビジネスのニーズに的確に対応し、かつ先端技術の習得を図ることで、当社の中心的なビジネス領域である金融ＩＴ市場の変革に積極的に対処してまいります。

(2) サービス提供型事業への展開

既存の受託開発は逡減傾向にあり、かつソフトウェアは「作る」から「使う」へとサービスシフトが加速しております。また、技術者のリソース不足は今後も継続し、人材の確保は非常に厳しい状況となっております。そこで当社は長期的な事業成長を図るために、労働集約型の受託開発に代表されるような人月ビジネス以外のモデルを構築する必要がある、今後、新たなサービス提供型ビジネスの創出に注力してまいります。

(3) 人材の育成

金融系分野におけるシステム開発において、オープン化・クラウド化の進展等により、システム開発技術は多様化、複雑化、高度化しております。一方、顧客業務を十分に理解し、要求内容を的確にシステムとして展開できる業務知識が重要になっております。これら「システム技術力」と「業務知識」に加え、事業拡大に伴うパートナー技術者の増加に対応したプロジェクトの管理・運営を円滑に遂行していくための「プロジェクトマネジメント力」の強化が一層重要になると認識しております。また、近年ＡＩ、ＩｏＴ、ＢｉｇＤａｔａ、ブロックチェーン技術及びＲＰＡ等の技術習得が必須となっており、これらの「先端技術力」習得に加え、人月ビジネス以外の新しい事業を創出するための「事業開発力」を磨いてまいります。

(4) 仕損リスクの回避

請負契約のシステム開発プロジェクトにおいては、仕様変更や機能追加などに起因する想定外の作業により原価超過の発生が懸念されます。その防止のため、プロジェクト革新課を中心として、プロジェクトの状況及び問題点の「見える化」を推進してまいります。商談段階における案件内容とそのリスクの把握及び受注可否判断、プロジェクト運営段階での状況把握による早期対策の要否、顧客に対する契約改定の申し入れなど、内容と規模によっては経営判断を含めた仕損防止体制を強化してまいります。

(5) パートナー会社との関係強化と要員確保の柔軟性の実現

事業規模拡大に向けては、顧客からのより多くの要求に適切に応えるため、社内技術者の強化とともに高いスキルを保有するパートナー技術者の確保が必須となっております。業界の受注競争が激化するなか、確実に顧客の要求に応え、高品質のシステムを提供していくためには、より一層適切なパートナー選定が不可欠となります。パートナー会社の選定につきましては、長期継続的な要員計画により、双方にとって価値のある関係を構築してまいります。また、ITスキル、あるいは業務アプリケーション構築力などパートナー会社の保有する技術力の特性を見極め、最適の体制構築を実現し競争力を高めてまいります。

開発費用の削減、あるいは一時的な多数の要員確保の要求に対しては、中国を中心としたオフショア会社及び地方のニアショア会社の活用も引き続き推進してまいります。

(6) プロジェクトマネジメントの強化・徹底

プロジェクトの円滑で健全な推進については、担当マネージャのスキル強化を図るとともに、引き続き、PMOの活動を強化、推進してまいります。受託ソフト開発における顧客要求事項は費用のみならず納期、品質についてもより厳格となっており、案件受注に対する情報サービス業界内の競争が激化しております。監視すべきプロジェクトを選定し、適切なタイミングで適切な指摘と対策を実施することで顧客の信頼を獲得し継続的な受注を実現し、安定的な事業推進に寄与できるものと考えております。

(7) 顧客RM（リレーションシップ・マネジメント）の向上

情報サービス業界内の競争が一層激化するなか、従来以上に継続的に顧客とのリレーションを実施することは、要求事項の迅速な把握、最適な提案の実施、高品質のシステム提供の実現において不可欠であります。顧客リレーション強化に向け、顧客重視をより鮮明にし、顧客満足度向上を目指し開発部門と営業部門が一体となった運営を推進してまいります。

(8) コンプライアンス、セキュリティ対応の徹底

個人情報の保護やセキュリティの強化につきましては、継続して各種基準、ルール、手順の見直し、改定を行いながら、最適な管理体制を確立してまいります。特にセキュリティに関してはISO27001認定による更なるセキュリティレベルの向上と顧客からの信頼向上を図り、社員及びパートナー技術者全員への教育とルールの徹底を継続してまいります。

また、コンプライアンスにつきましては、2019年4月にコンプライアンス委員会を設置し、「行動推進方針及び実施計画」を策定しており、その実施を徹底してまいります。

(9) 業務の効率化と働き方改革

企業の競争力強化には、複雑化した社内業務プロセスの見直しや働き方改革が欠かせません。当社は社内業務の効率化やペーパーレス対応を図るべく基幹系システムの刷新を行います。また、リモートワークやWeb会議等を可能にすることで、柔軟で多様な働き方を可能にし、生産性を高めると共に働き甲斐のある職場へと改善を図ってまいります。

(10) 新型コロナウイルス感染症に伴う影響

新型コロナウイルスの感染拡大や長期化が予想されております。当社では「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、社員やパートナー及びその家族の安全・安心を最優先に考え、また新型コロナウイルス感染症の業績への影響が最小限となるよう各種施策に取り組んでまいります。

5. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

区 分	事 業 の 内 容
ソ フ ト ウ ェ ア 開 発	保険・証券・銀行など金融系ユーザ及び通信業向けを中心としたソフトウェア開発業務を行っております。
情 報 シ ス テ ム サ ー ビ ス 等	ユーザのコンピュータの運用管理業務等を行っております。

6. 主要な営業所（2020年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都文京区小石川一丁目12番14号

7. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
537名	3名増	38.7歳	13.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員（21名）を含んでおります。

Ⅱ. 株式の状況（2020年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 48,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,115,881株（自己株式1,750,111株を除く）
3. 株主数 4,171名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社光通信	2,639,000株	21.8%
東邦システムサイエンス従業員持株会	1,117,162	9.2
渡邊一彦	660,180	5.4
日本ユニシス株式会社	585,000	4.8
篠原誠司	466,040	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	342,100	2.8
株式会社野村総合研究所	245,400	2.0
富士通エフ・アイ・ピー株式会社	234,000	1.9
染宮俊伸	183,700	1.5
村上宣夫	130,800	1.1

（注）持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

Ⅲ. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	小坂 友康	社長執行役員
取 締 役	田邊 直樹	常務執行役員管理本部長
取 締 役	渡邊 一彦	
取 締 役	小向 鋭一	
取 締 役	上嶋 裕和	
常 勤 監 査 役	渡辺 敏男	
監 査 役	高橋 誠	
監 査 役	武間 久男	
監 査 役	田崎 稔	

- (注) 1. 監査役渡辺敏男氏は、2019年6月21日開催の第48回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役小向鋭一氏及び上嶋裕和氏は、社外取締役であります。
3. 監査役武間久男氏及び田崎稔氏は、社外監査役であります。
4. 取締役小向鋭一氏、上嶋裕和氏及び監査役武間久男氏、田崎稔氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5. 取締役村上宣夫氏は、2019年6月21日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 監査役鈴木光一氏は、2019年6月21日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	81,858千円 (7,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	24,100千円 (8,100千円)
合 計	11名	105,958千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第39回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分が年額20,000千円以内）と決議いただいております。（ただし、使用人分給与は含まない。）
2. 2019年6月21日開催の第48回定時株主総会において、上記の取締役報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額40,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1999年6月24日開催の第28回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、5,481千円が含まれております。
5. 報酬等の額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,527千円（取締役3名分2,277千円、監査役1名分250千円）が含まれております。なお、当社は、第48回定時株主総会の終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。上記報酬額に含まれる役員退職慰労引当金の増加額は、役員退職慰労金制度廃止前に計上したものであります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等

該当事項はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小 向 鋭 一	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。
社外取締役	上 嶋 裕 和	当事業年度開催の取締役会には、18回中17回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。
社外監査役	武 間 久 男	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、20回中20回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	田 崎 稔	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、20回中20回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 25,390千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の
利益の合計額 25,390千円

(注) 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は金融商品取引法上の監査に対する報酬等を含んでおります。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

(1) 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(2) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社における業務の適正を確保するため、また財務報告の適正性を確保するため必要な体制の整備をしております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社（ＴＳＳ）は、「ＴＳＳ基本理念」、「ＴＳＳ企業行動原則」からなる「ＴＳＳ企業行動基準」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び企業倫理を遵守した行動をとるための規範としております。

また、「公益通報者保護規程」を定め、内部通報制度として「ＴＳＳヘルプライン」、社外通報制度として「パートナーホットライン」を設置・運営しております。

(2) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書保存規定」を定め、取締役の職務の執行に関わる情報を文書にて保存・管理しております。

文書の保存期間は、主管部署ごとに「文書保存一覧表」として明示されており、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等は永久保存、株主総会関係書類は10年保存とするなど、重要な書類は長期に保存・管理しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を定め、ビジネス上のリスクを識別し総合的にリスクをコントロールしております。また、内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制制度、リスク管理など全社レベルでの内部統制を行っております。

品質、情報セキュリティ、個人情報保護その他個別のリスクに対処するため専門の委員会を設け、リスクの把握及び対応を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例開催しております。

また、経営と執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、経営上の最高意思決定を行う者を取締役、各業務部門の執行責任者である者を執行役員としております。

- (5) 監査役の補助使用人に関する事項及び監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、経理部又は総務部から監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。

- (6) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に適宜報告するものとしております。

なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来るものとしております。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとしております。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査業務の達成を図ることとしております。

- (7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。

また、報告を行った者に対しては、公益通報者保護規程に準じて報告者の保護と秘密保持に最大限の配慮を行うこととしております。

- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

また、監査役の職務の執行について生じる定常的な費用については、毎年予算化しております。

(9) 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、経理規程等を整備し、必要な内部統制環境を構築しております。

また、財務報告において不正や誤謬の発生するリスクを管理し、予防及び牽制を効果的に機能させることで、正確な財務諸表を作成するとともに、財務報告の信頼性・適正性を確保することに努めてまいります。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組について

- ①内部統制システムの重要な柱であるコンプライアンス体制についての有効性を更に高める観点から、新たにコンプライアンス委員会を設置し、当事業年度は15回開催しました。同委員会において「行動推進方針及び実施計画」を策定し、i) コンプライアンスの確保と役職員の資質向上のための取り組みの強化、ii) 内部牽制体制の確立、iii) 監査機能が発揮されるためのシステムの構築と拡充、iv) 健全な組織風土の醸成の4項目を重点施策として取り組みました。主な実施内容としては、社員意識向上のための全社教育、社内外通報制度の運用フロー整備、パートナー企業へのアンケート調査実施などを行いました。
- ②代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を年5回開催しました。同委員会ではi) 通報及び法令遵守状況、ii) 労務状況、iii) コンプライアンス委員会の推進状況、iv) 財務報告に係る内部統制制度の運用状況、v) リスク管理規程に基づく全社的リスク評価結果、vi) 情報システム管理規程に基づくIT環境評価（年1回）等について報告を行いました。

(2) リスク管理について

当社は「リスク管理規程」に基づき、当社において発生しうるビジネス上のリスクを「ビジネスリスク・チェックリスト」により識別し、リスクの評価、リスクへの対応を行いました。それに加え当事業年度は内部統制委員により、「ビジネスリスク・チェックリスト」のリスク項目、リスクレベル、対応方針の見直し及び追加を実施し、内部統制委員会に報告しました。また、個別のリスクに対応するため、品質管理委員会を年4回、セキュリティ委員会（情報セキュリティ・個人情報保護）を年4回開催しました。

(3) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、定時取締役会11回、臨時取締役会7回の計18回の取締役会を実施しました。取締役会においては、法令・定款及び取締役会規程で定めた経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しました。

(4) 監査役の職務の執行について

- ①当事業年度は、定時監査役会13回、臨時監査役会7回の計20回の監査役会を実施しました。監査役会においては監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行状況、法令、定款等の遵守状況について監査しました。
- ②監査役は四半期決算毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、内部統制上又は経営上の重要事項についての意見交換を実施しました。
- ③監査役は、取締役会等に出席するとともに、年に2回代表取締役との意見交換を行いました。
- ④監査役は、内部監査担当から定期的に内部監査の結果報告を受ける等、相互連携を図りながら監査を実施しました。

(5) 内部監査の実施状況について

内部監査担当は、内部監査計画書に基づき、業務全般にわたる監査を実施し、代表取締役社長に報告しました。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,079,983	流 動 負 債	1,267,912
現金及び預金	7,419,930	買掛金	546,270
売掛金	1,548,708	未払金	45,786
仕掛品	40,797	未払費用	90,240
前払費用	73,731	未払法人税等	120,938
その他の	1,424	未払消費税等	87,447
貸倒引当金	△4,609	賞与引当金	331,598
固 定 資 産	1,233,607	受注損失引当金	5,187
有 形 固 定 資 産	122,058	その他の	40,442
建物	66,685	固 定 負 債	1,964,634
工具、器具及び備品	55,372	退職給付引当金	1,879,918
無 形 固 定 資 産	5,823	その他の	84,716
ソフトウェア	5,634	負 債 合 計	3,232,547
電話加入権	188	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,105,726	株 主 資 本	6,941,761
投資有価証券	275,759	資 本 金	526,584
長期前払費用	426	資 本 剰 余 金	542,007
繰延税金資産	691,195	資 本 準 備 金	531,902
敷金	113,565	その他資本剰余金	10,105
保険積立金	9,783	利 益 剰 余 金	6,442,019
その他の	20,671	利 益 準 備 金	10,500
貸倒引当金	△5,675	その他利益剰余金	6,431,519
		繰越利益剰余金	6,431,519
		自 己 株 式	△568,849
		評価・換算差額等	139,282
		その他有価証券評価差額金	139,282
		純 資 産 合 計	7,081,044
資 産 合 計	10,313,591	負 債 純 資 産 合 計	10,313,591

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,686,067
売 上 原 価		9,637,428
売 上 総 利 益		2,048,638
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,133,594
営 業 利 益		915,044
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,603	
そ の 他 営 業 外 収 益	4,545	8,148
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
経 常 利 益		923,192
税 引 前 当 期 純 利 益		923,192
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	271,065	
法 人 税 等 調 整 額	20,532	291,597
当 期 純 利 益		631,594

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	526,584	531,902	－	531,902	10,500	6,224,390
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△424,465
当 期 純 利 益						631,594
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			10,105	10,105		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	10,105	10,105	－	207,129
当 期 末 残 高	526,584	531,902	10,105	542,007	10,500	6,431,519

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	6,234,890	△545,585	6,747,791	88,459	88,459	6,836,250
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△424,465		△424,465			△424,465
当 期 純 利 益	631,594		631,594			631,594
自 己 株 式 の 取 得		△27,690	△27,690			△27,690
自 己 株 式 の 処 分		4,426	14,531			14,531
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				50,822	50,822	50,822
事業年度中の変動額合計	207,129	△23,263	193,970	50,822	50,822	244,793
当 期 末 残 高	6,442,019	△568,849	6,941,761	139,282	139,282	7,081,044

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
----	-------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒れの実績等を勘案した繰入率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準（ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については完成基準を適用しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

102,884千円

Ⅲ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期首株式数(株)	当 事 業 年 度 増加株式数(株)	当 事 業 年 度 減少株式数(株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	13,865,992	—	—	13,865,992
合計	13,865,992	—	—	13,865,992
自己株式				
普通株式	1,733,730	30,000	13,619	1,750,111
合計	1,733,730	30,000	13,619	1,750,111

(変動事由の概要)

2019年5月23日開催の取締役会決議による自己株式の取得 30,000株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 13,619株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	303,306	25.00	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	121,158	10.00	2019年9月30日	2019年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月23日開催の第49回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	181,738	15.00	2020年3月31日	2020年6月24日

IV. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。また、当社はポイント制を採用しており、計算の基礎に予想昇給率を組み入れておりません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,045,312千円
勤務費用	141,261千円
利息費用	19,564千円
数理計算上の差異の発生額	△11,826千円
退職給付の支払額	△138,711千円
執行役員等における退職給付制度の移行に伴う減少	△71,435千円
その他	△3,149千円
退職給付債務の期末残高	1,981,015千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	1,981,015千円
未認識数理計算上の差異	△101,097千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,879,918千円
退職給付引当金	1,879,918千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,879,918千円

(3) 退職給付費用及びその他内訳項目の金額

勤務費用	141,261千円
利息費用	19,564千円
数理計算上の差異の費用処理額	19,807千円
確定給付制度に係る退職給付費用	180,634千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.0%
-----	------

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	575,254千円
賞与引当金	101,469千円
未払法定福利費	15,379千円
減価償却費	1,122千円
未払事業税	10,798千円
ゴルフ会員権	12,631千円
株式報酬費用	3,887千円
長期未払金	25,923千円
その他	21,690千円
繰延税金資産小計	768,156千円
評価性引当額	△15,547千円
繰延税金資産合計	752,608千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△61,412千円
繰延税金負債合計	△61,412千円
繰延税金資産純額	691,195千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等に限定し、資金調達については自己資金で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先別に期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません（注2を参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,419,930	7,419,930	－
(2) 売掛金	1,548,708	1,548,708	－
(3) 投資有価証券 其他有価証券	274,079	274,079	－
資産計	9,242,718	9,242,718	－
(4) 買掛金	546,270	546,270	－
負債計	546,270	546,270	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額1,680千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額
- 1 株当たり当期純利益

584円44銭

52円13銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 東邦システムサイエンス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 澤 依 子[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦システムサイエンスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社東邦システムサイエンス 監査役会

常勤監査役	渡 辺 敏 男	㊟
監 査 役	高 橋 誠	㊟
社外監査役	武 間 久 男	㊟
社外監査役	田 崎 稔	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な事項と認識し、安定的な配当の維持及び業績に見合った適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の利益水準や財政状態等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金15円
総額 金181,738,215円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月24日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 数
1	小坂友康 (1966年1月22日) 再任	1989年4月 当社入社 2007年4月 当社 IT推進部長 2010年4月 当社 第五事業部長兼IT推進部長 2011年4月 当社 執行役員第六事業部長兼ITソリューション三部長 2015年4月 当社 常務執行役員第一統括事業部長 2016年4月 当社 専務執行役員営業開発本部長 2016年6月 当社 取締役 2018年4月 当社 代表取締役社長執行役員（現任）	41,321株
取締役候補者の選任理由 小坂友康氏は、2018年より当社の代表取締役社長を務め、営業部門・開発部門を統括していた経験と実績に加え、経営者としての視点により当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行してまいりました。今後も事業運営に対する高い見識と強力なリーダーシップにより当社を成長に導くことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 の 数
2	た なべ なお き 田 邊 直 樹 (1962年9月5日) [再任]	1986年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社 総務部長 2014年 4 月 当社 執行役員管理本部副部長兼人事部長 2016年 4 月 当社 執行役員管理本部長兼人事部長 2017年 4 月 当社 常務執行役員管理本部長兼人事部長 2018年 4 月 当社 常務執行役員管理本部長（現任） 2018年 6 月 当社 取締役（現任） 取締役候補者の選任理由 田邊直樹氏は、長年にわたり人事・総務部を統括し、その豊富な経験から管理本部長として当社の管理部門を牽引し、当社の経営・管理全般にその能力を発揮しております。コンプライアンス等への対応を含めた当社のガバナンス政策にその能力を発揮できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	50,329株
3	わた なべ かず ひこ 渡 邊 一 彦 (1944年5月4日) [再任]	1967年 4 月 東邦生命保険相互会社入社 1996年 4 月 当社 顧問 1996年 6 月 当社 代表取締役社長 1999年10月 株式会社ティエスエス・データ・サービス 代表取締役社長 2000年 6 月 同社 代表取締役会長 2002年 6 月 当社 C E O 2002年 6 月 株式会社ティエスエス・データ・サービス 代表取締役社長 2006年 4 月 当社 代表取締役会長 2006年 4 月 株式会社ティエスエス・データ・サービス 代表取締役会長 2009年 4 月 株式会社インステクノ 取締役 2011年 4 月 当社 取締役相談役 2018年 4 月 当社 取締役（現任） 取締役候補者の選任理由 渡邊一彦氏は、当社の代表取締役社長および代表取締役会長を務める等、幅広い経験と高い見識に基づき、経営全般に関する助言を行っております。今後も実績に裏付けられた的確な視点を経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	660,180株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	こ むかい えい いち 小 向 鋭 一 (1951年2月13日) 再任 社外 独立	1973年4月 東洋オフィスメーション株式会社入社 1994年6月 同社 取締役 1994年6月 東洋ビジネスマシーン株式会社 取締役 2000年6月 東洋オフィスメーション株式会社 常務取締役 2005年12月 株式会社デップス 取締役 2006年4月 東洋オフィスメーション株式会社 常務取締役兼常務執行役 2006年4月 アシスト株式会社 取締役 2007年7月 株式会社ジェイ エスクープ 常務取締役兼常務執行役員 2014年5月 同社 常勤顧問 2017年6月 当社 取締役 (現任) 社外取締役候補者の選任理由 小向鋭一氏は、システムソリューション企業出身で業界事情にも明るく、企業経営に携わるなど幅広い経験と高い見識を有しており、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また業界の垣根を越えた幅広い人脈を持ち、当社の事業拡大に向けて協力いただいております。今後もその実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。	3,400株
5	しも じま ぶん めい 下 島 文 明 (1953年1月10日) 新任 社外 独立	1976年4月 富士通株式会社入社 2006年4月 同社 関西営業本部長 2007年6月 同社 経営執行役 2009年6月 同社 経営執行役常務 2010年4月 同社 執行役常務 2013年6月 富士通フロンテック株式会社 代表取締役社長 2017年6月 同社 常任顧問 2018年6月 同社 顧問 社外取締役候補者の選任理由 下島文明氏は、大手コンピュータメーカー出身で業界事情や最先端のICT技術にも明るく、金融・流通・公共分野にも精通し、企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有することから、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、今回新たに社外取締役候補者といいたしました。	0株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小向鋭一氏及び下島文明氏は、社外取締役候補者であります。
当社は、小向鋭一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、下島文明氏についても、
独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
小向鋭一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

以 上

[illegible]

[illegible]

株主総会会場ご案内

会 場 東京都千代田区九段北四丁目 2 番 25 号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）4 階 鳳凰の間
電 話 （03）3261-9921（代表）



交通のご案内

- ★ J R 市ヶ谷駅から徒歩 2 分
- ★ 都 営 新 宿 線 市ヶ谷駅（A 1 または A 4）出口から徒歩 2 分
- ★ 東京メトロ 有楽町線・南 北 線 市ヶ谷駅（1 または A 1）出口から徒歩 2 分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

UD FONT
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。